金銭の振込先指定方式にかかる約款

第1条(約款の趣旨)

- 1 この約款は、お客さまの百五証券株式会社(以下、「当社」といいます。)における 口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客さまに支払うこととなった金 銭(以下、「金銭」といいます。)を、お客さまがあらかじめ指定する預金口座等(以 下、「指定預金口座」といいます。)に振込む方式の取扱いについてお客さまと当社と の間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- 2 この約款に別段の定めがない事項については、証券取引約款にしたがうものとします。

第2条(申込方法)

お客さまが当社所定の申込書に必要事項をご記入のうえ申込みを行い、当社がそれを承認した場合に当該方式を採用できるものとします。

第3条(指定預金口座の取扱い)

- 1 お客さまがあらかじめ指定する預金口座の名義は、当社におけるお客さまの口座名 義と同一としていただきます。
- 2 すでに当社に振込先指定の預金口座をお届出になっている場合においても、本約款にもとづいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。

第4条(指定預金口座の確認)

1 お客さまが前条により振込先の預金口座を指定されたときは、当社は速やかに指定 預金口座を記入した書面をお客さまに送付しますので、その記載内容を十分ご確認く ださい。

万一、記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申出ください。

2 当社が上記1の書面を送付したあとの1週間は、振込請求を受けましても、指定預 金口座への金銭の振込みができないことがあります。

第5条(指定預金口座の変更)

- 1 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の方法によって届出ていただきます。
- 2 変更申込み受付後の取扱いは、第3条および第4条に準じて行うものとします。

第6条(金銭の受渡清算方法)

金銭の受渡清算方法については、お客さまからその都度、当社の定める方法により振込みの指示をいただき、原則指定預金口座へ振込む方法とさせていただきます。また、その際、口座番号等によりお客さまご自身からの指示であることを確認することがあります。

なお、その振込みについては、当社が定める時刻までにご指示いただくものとしま す。

第7条(受入書類等)

前条にもとづき振込みをする場合は、その都度の受取書の受入れは不要とします。

第8条(振込手数料)

振込みにかかる手数料は、当社所定の額をお客さまに負担していただくことがあります。

第9条 (申込事項の変更手続)

- 1 お客さまは申込事項または届出事項に変更があったときは、当社所定の手続により 遅滞なく届出ていただきます。
- 2 上記1の場合のお取扱いについては、本条のほか証券取引約款の定めにしたがうものとします。

第10条(解約)

この契約は、次のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- (1) 証券取引約款第14条各号に定める場合
- (2) 振込先指定口座について振込先金融機関の都合(合併、店舗統廃合等)により お客さまの預金口座が抹消された場合

第11条(免責事項)

当社は、証券取引約款第 43 条に該当する場合には、お客さまに生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。

第12条(約款の変更)

- 1 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。
- 2 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時 が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2019年2月